

2022年12月7日  
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2023年1月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間 定額制供給の場合	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108.75	9.89
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163.13	14.83
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271.88	24.72
100ワットをこえる1灯につき		
50ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの1機器につき	162.41	14.76
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
50ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの場合	4.38	0.40
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ		
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに	4.38	0.40
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ		
1 キロボルトアンペアまでの場合	43.82	3.98
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 ボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46.05	4.19
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23.03	2.09
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.51	1.05
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23.02	2.09
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46.05	4.19
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69.07	6.28
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	92.09	8.37
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	115.12	10.47
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82.89	7.54
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41.45	3.77
深夜電力A		
1 契約につき	700.00	63.64

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価 円	消費税等相当額 円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	105.00	9.55
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	7.00	0.64
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		
低压で供給を受ける場合	7.00	0.64
高压で供給を受ける場合	3.50	0.32
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	13.59	1.24
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	27.19	2.47
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	54.38	4.94
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	81.56	7.41
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	135.94	12.36
100 ワットをこえる 1 灯につき	67.97	6.18
50 ワットまでごとに		
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
50 ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ		
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ		
1 キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 ボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5.76	0.52
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11.51	1.05
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23.02	2.09
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34.53	3.14
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	46.05	4.19
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	57.56	5.23
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20.73	1.88
深夜電力A		
1 契約につき	350.00	31.82

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	3.50	0.32
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		
低压で供給を受ける場合	3.50	0.32
高压で供給を受ける場合	1.80	0.16

(2) 別表2(燃料費調整)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
定額制供給の場合	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.953	0.087
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.905	0.173
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.812	0.347
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.717	0.520
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9.527	0.866
100ワットをこえる1灯につき		
50ワットまでごとに	4.764	0.433
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.846	0.259
50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.691	0.517
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
50ボルトアンペアまでごとに	2.846	0.259
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.077	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの場合	0.154	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ		
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに	0.154	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ		
1キロボルトアンペアまでの場合	1.536	0.140
総容量が1キロボルトアンペアをこえ		
3キロボルトアンペアまでの場合		
1ボルトアンペアまでごとに	1.536	0.140
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.614	0.147

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.404	0.037
1キロワット	0.806	0.073
2キロワット	1.614	0.147
3キロワット	2.420	0.220
4キロワット	3.227	0.293
5キロワット	4.034	0.367
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	2.904	0.264
深夜電力A		
1日につき	24.530	2.230
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	3.680	0.335
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.245	0.022
上記以外の場合		
1キロワット時につき		
低压で供給を受ける場合	0.245	0.022
高压で供給を受ける場合	0.234	0.021